

## おだわら

発行 小田原市役所

〒250 小田原市萩窓300番地

編集 広報課 (233-1261)

平成4年  
(1992年)

10月1日



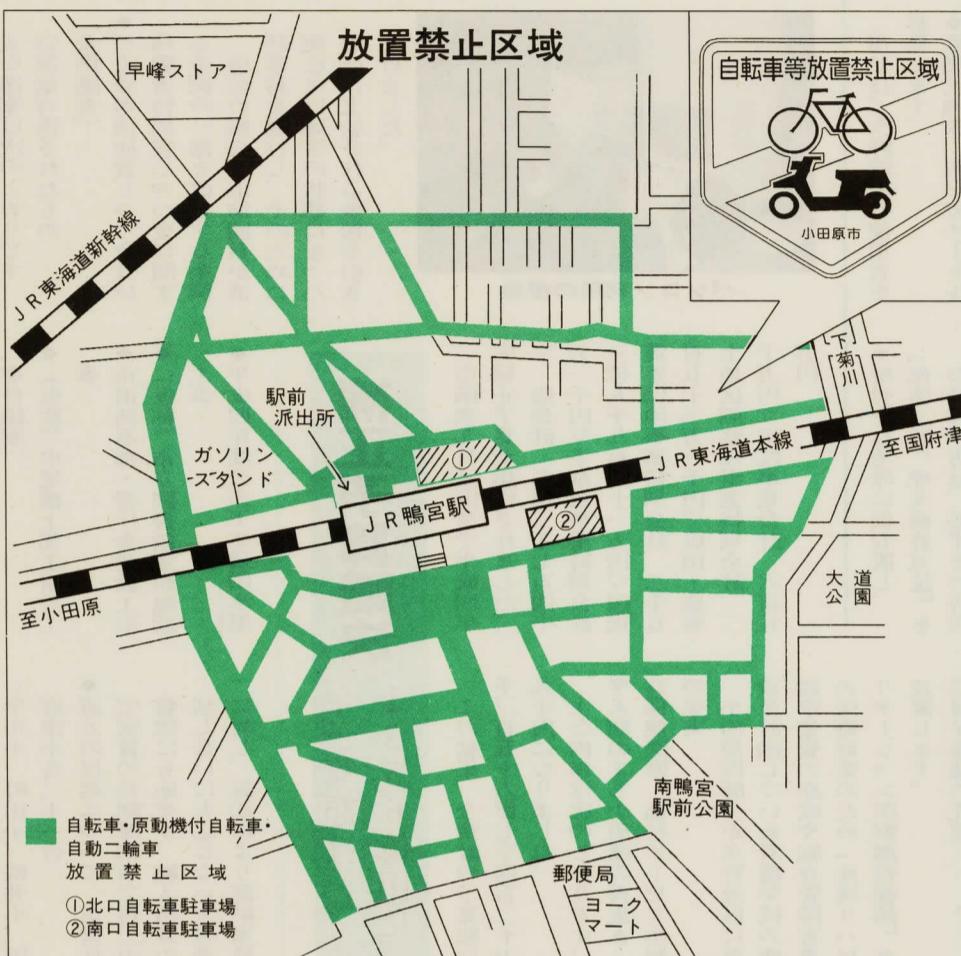
人口・世帯	(9月1日現在)
人口 196,040人	(前月比+167人)
世帯 63,635世帯	(前月比+89世帯)

小田原市自転車等の放置防止に関する条例

目的 市内の駅周辺の道路、公園、広場、緑地など公共の場所に放置されている自転車などを追放することによって、歩きやすさを確保するためです。

主な内容 放置禁止区域の指定、放置自転車等の移動、保管及び処分ができます。

放置とは、自転車等が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれたり、自転車等の利用者がその場所から離れている状態のことです。



市では、自転車等駐車場の整備を進めていますが、放置自転車放棄のため、JR鴨宮駅周辺を十月一日に「自転車等放置禁止区域」に指定しました。

この指定により禁止区域に放置された自転車等は、直ちに移動して保管し、六十日以内に引き取りがない場合は処分することができます。

しばらくの間は、周知及び指導期間とし、移動についてはその後実施します。

◆放置区域 駅周辺半径おむね三百メートル以内の道路や広場（地図参照）

◆移動対象 自転車・原動機付自転車・自動二輪車

◆引き取りに必要なもの ①身分証明書、運転免許証、健康保険証、学生証など ②自転車

◆などのかぎ ③印鑑 移動保管料 引き取りの際に移動保管料を納めていただきます。

◆放置区域以外でも放置自転車を追放します

放置区域以外の公共の場所に放置されている自転車等も、警告札を取り付けた後、定期的に放置区域に運び出されます。間経過したものは、放置禁止区域内と同じ取扱いとなります。

これらの処置は、「小田原市例」に基づくものです。

◆問い合わせ 市民生活課交通安全係 ☎ 33-1853

◆問い合わせ 企画政策課企画政策係 ☎ 33-1253



## 自転車などの放置禁止区域に指定

移動保管料	自動二輪車	原動機付自転車	自転車
	2,000円	1,000円	500円

特集 子どもを生み育てる環境づくり 4・5面



歩道いっぱいに広がる放置自転車

救急体制はこれまでどおりです



第2・第4  
土曜日  
10月24日から  
**市立病院  
休診**

市立病院では、国が進める週休2日制を導入するため、10月24日(土)から毎月第2・第4土曜日の外来を休診することになりました。救急患者につきましては、これまでどおりの診療体制で対応いたします。

市民のみなさんには、大変ご不便をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆問い合わせ 市立病院庶務課庶務係 ☎ 33-1710

市民集会開催日程  
各回とも午後7時から9時まで

開催日	会場	地域名
10月16日(金)	市役所大会議室	中央
10月14日(水)	市農協片浦支店会議室	片浦
10月10日(木)	橋中学校屋内運動場	橋
10月9日(水)	保健センター大会議室	川東南部
10月2日(金)	尊徳記念館講堂	富水桜井
10月1日(木)	市民会館第7会議室	中清央
9月30日(水)	中央公民館上府中分館	中清央
10月5日(月)	保健センター大会議室	川東南部
10月2日(金)	橋中学校屋内運動場	川東南部
10月1日(木)	保健センター大会議室	川東南部
9月30日(水)	市民会館第7会議室	中清央
10月16日(金)	市役所大会議室	中央



九月の広報おだわらでおらせたとおり、市の総合計画「おだわら21世紀プラン」後期基本計画策定のための市民集会を、別表のとおりの日程で開催しています。

小田原の将来に対する市民のみなさんのご意見やご提案を生かす絶好の機会です。ぜひお近くの会場での市民集会へおかけください。

## 市民集会開催中













